

1 2013 (平成25) 年10月3日、4日にかけて行なわれた日弁連人権擁護大会では、「いま、なぜ『国防軍』か」というテーマでシンポジウムが行なわれた。この大会に向けて、東京弁護士会においては、憲法問題対策センターが、水島朝穂・早稲田大学法学部教授を講師としてお招きして、9月18日、プレシンポジウムを開催した。

2 悲愴きわまる第2次世界大戦を経験した日本国民は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原理に基く日本国憲法を制定した。この時、国民の多くは、二度と戦争をすまい、と誓ったはずである。ところが、1947 (昭和22) 年5月3日に施行されて以来、日本国憲法は、与党の国会議員などにより、これらの基本原理をより発展させる方向へではなく、旧憲法に戻るかのごとき方向への改正の動きにさらされてきた。特に憲法9条については、その文言は不変であるものの、政府の意思により、自衛隊の創設、日米安保条約による米軍の駐留、有事法制、日米新ガイドラインに沿った自衛隊の海外派遣などが行なわれ、大きく空洞化された。そうした経緯をへた上で、2012 (平成24) 年4月に自民党が日本国憲法改正草案を発表した。この改正草案は9条の2として「国防軍」という軍隊を持つことを明記している。

「国防軍」とは何か。自衛隊とどこが異なるのか。なぜ憲法改正が必要になるのか。

3 水島教授のお話の概要は次のとおりである。自衛隊は、実質的には、憲法9条2項にいう「戦力」である。しかし、自衛隊は軍隊ではない。例えば、

武器の使用についてみると、イラク特措法でも、武力行使はできず、厳しい規制の下に武器の使用ができるにすぎない。これが軍隊であれば、国際法の枠内で自由に攻防ができるのであって、武器を使用した行動の自由さにおいては重大な違いがある。また、例えば、憲法76条2項 (特別裁判所の設置禁止) があるために軍法会議を設置できず、軍隊であれば厳禁されるべき敵前逃亡を自衛隊員が行なっても軍法会議によって死刑にしたりはできず、自衛隊法に基づいて7年以下の懲役でしか処罰できない。このような、戦うことのできない、なまぬるい組織は軍隊とはいえない。

ところで、自衛隊が、なぜこうした戦えない組織のレベルにとどまったかといえば、憲法9条があるために、政府 (内閣法制局) としても、自衛隊違憲論への対抗上、自衛のための必要最小限の実力ならば合憲である、として制約を設けざるをえなかったのであり、そうした意味で、憲法9条の存在およびそれを守ろうとする力が、わが国に軍隊を持たせなかった。それゆえ、自民党改憲草案は、国防軍という軍隊を持つためには憲法を改正する必要がある、と言うのである。

4 もし国防軍ができるならば、今後は武力行使の結果、人を殺傷することがありうるし、日本の軍人も戦死することがある。多くの人は、こうした事態には違和感を覚えることであろう。そうになると、改正の目的が改めて問われる。本当に自衛のためなのか。本当に国際貢献のためなのか。それとも日米同盟のためなのか。今、そのことが問われている。